

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成28年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレスポ彦根 彦根市松原町石持1836-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 近江鉄道株式会社 彦根市大東町3番1号 代表取締役 喜多村樹美男
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社トライアルカンパニーほか3者 9時から22時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から22時15分まで（一部8時30分から22時まで）
 - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設①から④まで 7時から22時まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー 24時間
株式会社アルペンほか2者 9時から22時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間（一部6時から22時まで）
 - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設① 24時間
荷さばき施設②から④まで 7時から22時まで
- 4 変更年月日 平成28年3月9日
- 5 変更の理由 テナントの営業施策のため
- 6 届出年月日 平成28年3月2日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
 - (2) 縦覧期間 平成28年4月4日から平成28年8月4日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成28年8月4日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号